

規約等の役員会改正案

指定都市市長会規約 新旧対照表

改正後（役員会改正案）	現行
<p>第 1 条～第 7 条第 2 項 （略）</p> <p>（任 期）</p> <p>第 7 条</p> <p>3 役員は、<u>当該役員に就任する年度の 4 月 1 日から開始する。</u></p> <p>4 <u>第 1 項本文、第 2 項本文及び前項の規定にかかわらず、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、役員を増員する場合における増員する役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。</u></p> <p>5 （略）</p> <p><u>（失 職）</u></p> <p><u>第 7 条の 2 役員は、本会の構成員でなくなったときは、その職を失う。</u></p>	<p>第 1 条～第 7 条第 2 項 （略）</p> <p>（任 期）</p> <p>第 7 条</p> <p>3 役員は 4 月 1 日から開始する。</p> <p>4 <u>第 1 項から第 3 項にかかわらず、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とし、役員を増員する場合の任期は、他の役員の任期と同じとする。</u></p> <p>5 （略）</p>
<p>第 8 条～第 9 条第 5 項 （略）</p> <p>（市長会議）</p> <p>第 9 条</p> <p>6 市長会議は、市長が出席するものとする。ただし、<u>市長が出席</u></p>	<p>第 8 条～第 9 条第 5 項 （略）</p> <p>（市長会議）</p> <p>第 9 条</p> <p>6 市長会議は、市長が出席するものとする。ただし、<u>会長が必要</u></p>

することができない場合で、会長が必要と認めるときは、その代理者を出席させることができる。

- 7 市長会議は、規約の制定・改廃、会長の選任、指定都市として大局的な方針決定、本会の運営にかかる重要な事項、部会の設置等に関し必要な事項について審議する。

第10条 (略)

(特命事項)

第10条の2 会長は、本会の活動をより強力に推進するため、特命事項及びその担当市長（以下「特命担当市長」という。）について役員会で協議を経た上で、役員会に附属するものとして、特命担当市長を指名することができる。

- 2 特命担当市長の任期は、前項の規定による指名の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、役員会は、必要があると認める場合は、当該任期を延長することができる。

3 特命事項にかかる具体的活動は、特命担当市長の意向を踏まえ、役員会で協議し決定する。

4 特命担当市長は、特命事項に係る活動の状況その他必要な事項について、適宜、市長会議において報告するものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、特命担当市長の任期は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了するものとする。

(1) 当該特命担当市長が本会の構成員でなくなったとき。

(2) 役員会が当該特命事項の廃止を決定したとき。

と認める場合は、代理者を出席させることができる。

- 7 市長会議は、規約の制定・改廃、会長の選任、指定都市として大局的な方針決定、本会の運営にかかる重要な事項、部会の設置にかかる事項について審議する。

第10条 (略)

(特命担当)

第10条の2 会長は、本会の活動をより強力に推進するため、特命事項及びその担当市長について役員会で協議を経た上で、役員会に附属するものとして、特命事項を担当する市長を指名することができる。

- 2 特命事項にかかる具体的活動は、担当市長の意向を踏まえ、役員会で協議し決定する。

第 11 条 (略)

(政策提言プロジェクト)

第 12 条 会長は、地方自治又は指定都市に関する時宜に応じたテーマ又は諸課題の調査・研究を実施するため、政策提言プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

2 プロジェクトの調査・研究期間は、おおむね1年以内とし、その結果は市長会議において報告するものとする。ただし、会長は、必要があると認める場合は、その期間を延長することができる。

3 プロジェクトは、原則として、前項の規定による報告をもって解散する。

4 会長は、プロジェクトを担当する市長（以下「担当市長」という。）及び担当市長以外の市長でプロジェクトに参加するもの（以下「参加市長」という。）を指名するものとする。

5 担当市長及び参加市長の任期は、前項の規定による指名の日から第3項の規定による解散の日までとする。

6 プロジェクトに係る具体的な活動は、会長と担当市長が協議の上、決定する。

7 担当市長は、プロジェクトに係る活動の状況その他必要な事項について、適宜、市長会議において報告するものとする。

8 第5項の規定にかかわらず、担当市長又は参加市長の任期は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了するものとする。

(1) 当該担当市長又は参加市長が本会の構成員でなくなったとき。

第 11 条 (略)

(2) 会長が当該プロジェクトの廃止を決定したとき。

(事務局)

第 13 条 (略)

(会 計)

第 14 条 (略)

(事務局)

第 12 条 (略)

(会 計)

第 13 条 (略)

部会の設置について 新旧対照表

改正後（役員会改正案）	現行
<p>前文（略）</p> <p>（設置する部会）</p> <p>第1 次に掲げる部会を設置する。</p> <p>（1）<u>行財政部会</u></p> <p>（2）<u>社会保障部会</u></p> <p>（3）<u>経済・雇用部会</u></p> <p>（所管事項）</p> <p>第2 部会は、それぞれに掲げる事項を所管する。</p> <p>（1）<u>行財政部会 大都市の実態に対応した自律的な運営を可能とする地方行財政制度を確立するための研究や提言を行う。</u></p> <p>（2）<u>社会保障部会 自助・共助・公助の最適な組み合わせ等を通じて、市民が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築するための持続可能な社会保障制度の確立に向けた研究や提言を行う。</u></p> <p>（3）（略）</p>	<p>前文（略）</p> <p>（設置する部会）</p> <p>第1 次に掲げる部会を設置する。</p> <p>（1）<u>地方分権改革推進部会</u></p> <p>（2）<u>大都市制度検討部会</u></p> <p>（3）<u>市民生活・都市活力部会</u></p> <p>（4）<u>経済・雇用部会</u></p> <p>（5）<u>災害復興部会</u></p> <p>（所管事項）</p> <p>第2 部会は、それぞれに掲げる事項を所管する。</p> <p>（1）<u>地方分権改革推進部会 地方分権改革の推進に関する事項</u></p> <p>（2）<u>大都市制度検討部会 大都市制度のあり方に関する事項</u></p> <p>（3）<u>市民生活・都市活力部会 市民生活及び都市活力に関する事項</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）<u>災害復興部会 東日本大震災など、様々な被災経験を</u></p>

2 (略)

(構成市長)

第3 部会に所属する市長は、次のとおりとする。

(1) 行財政部会

奥山 恵美子 仙台市長、加山 俊夫 相模原市長、
河村 たかし 名古屋市長、門川 大作 京都市長、
竹山 修身 堺市長、北橋 健治 北九州市長、
幸山 政史 熊本市長

(2) 社会保障部会

上田 文雄 札幌市長、清水 勇人 さいたま市長、
熊谷 俊人 千葉市長、福田 紀彦 川崎市長、
田辺 信宏 静岡市長、橋下 徹 大阪市長、
久元 喜造 神戸市長

(3) 経済・雇用部会

林 文子 横浜市長、篠田 昭 新潟市長、
鈴木 康友 浜松市長、大森 雅夫 岡山市長、
松井 一實 広島市長、高島 宗一郎 福岡市長

踏まえ、大規模災害が発生した場合の基礎自治体の危機管理のあり方や連携及び復旧・復興における現行制度の改善策などについて議論を行う。

2 (略)

(構成)

第3 部会に所属する市長及び部会長は、次のとおりとする。

(1) 地方分権改革推進部会

川崎市長 (部会長)、名古屋市長、京都市長、北九州市長

(2) 大都市制度検討部会

横浜市長 (部会長)、新潟市長、浜松市長、堺市長

(3) 市民生活・都市活力部会

札幌市長 (部会長)、静岡市長、大阪市長、福岡市長

(4) 経済・雇用部会

広島市長 (部会長)、さいたま市長、千葉市長、熊本市長

(5) 災害復興部会

仙台市長 (部会長)、相模原市長、神戸市長、岡山市長

(部会長)

第4 部会長は、次のとおりとする。

(1) 行財政部会

北橋 健治 北九州市長

(2) 社会保障部会

清水 勇人 さいたま市長

(3) 経済・雇用部会

松井 一實 広島市長

(緊急的な対応)

第5 (略)

(この定め期間)

第6 この定め期間は、決定の日から平成28年3月31日までとし、必要に応じて見直すことができるものとする。ただし、その期間が満了しても、新たな部会の構成が決定するまでの間は、各部会の活動を継続するものとする。

(緊急的な対応)

第4 (略)

指 定 都 市 市 長 会 規 約 (役員会改正案)

(名 称)

第1条 本会は、指定都市市長会という。

(構 成)

第2条 本会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の規定に基づき政令で指定された市(以下「指定都市」という。)の市長をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指定都市間の連絡調整及び諸会議の開催
- (2) 大都市行財政の共同調査及び研究
- (3) 国家予算、大都市制度及び大都市財源拡充等についての政策提言
- (4) 政府、政府諸機関、国会及び関係諸団体との連絡
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置き、市長をもってこれにあてる。

会 長 1名

副会長 若干名

(選 任)

第6条 会長は、市長会議において市長の選挙により選任するものとする。

2 前項の選挙は、投票により行う。

3 会長の選任に関して必要な事項は、会長が別に定める。

4 副会長は、会長が指名する。

(任 期)

第7条 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員任期は、当該役員に就任する年度の4月1日から開始する。

4 第1項本文、第2項本文及び前項の規定にかかわらず、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とし、役員を増員する場合における増員する役員任期は、他の役員任期と同一とする。

5 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(失 職)

第7条の2 役員は、本会の構成員でなくなったときは、その職を失う。

(職 務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(市長会議)

第9条 市長会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年1以上回開催する。

3 臨時会議は、会長が必要と認めるとき、又は各市において開催する市長会議(以下「指定都市サミット」という。)開催の提案があったときに開催する。

4 指定都市サミットを開催しようとする市長は、あらかじめ会長の了承を得るものとする。

5 市長会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、指定都市サミットは、提案市長が招集し、その議長となる。

6 市長会議は、市長が出席するものとする。ただし、市長が出席することがで

きない場合で、会長が必要と認めるときは、その代理者を出席させることができる。

- 7 市長会議は、規約の制定・改廃、会長の選任、指定都市として大局的な方針決定、本会の運営にかかる重要な事項、部会の設置等に関し必要な事項について審議する。

(役員会)

第10条 本会の円滑な運営に資するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、会長及び副会長で構成する。
- 3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 役員以外の市長は、会長が認める場合には、会議に出席し意見を述べることができる。

(特命事項)

第10条の2 会長は、本会の活動をより強力に推進するため、特命事項及びその担当市長（以下「特命担当市長」という。）について役員会で協議を経た上で、役員会に附属するものとして、特命担当市長を指名することができる。

- 2 特命担当市長の任期は、前項の規定による指名の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、役員会は、必要があると認める場合は、当該任期を延長することができる。
- 3 特命事項にかかる具体的活動は、特命担当市長の意向を踏まえ、役員会で協議し決定する。
- 4 特命担当市長は、特命事項に係る活動の状況その他必要な事項について、適宜、市長会議において報告するものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、特命担当市長の任期は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了するものとする。
 - (1) 当該特命担当市長が本会の構成員でなくなったとき。
 - (2) 役員会が当該特命事項の廃止を決定したとき。

(部 会)

第 11 条 本会の機動性を高め情報発信力を強化するとともに、国等に対する政策提言等について検討を行うため、市長を構成員とする部会を設置することができる。

2 部会には、部会を代表し、部会の議事運営を行う部会長 1 名を置く。部会長は、市長会議で選任する。

3 部会に部会長を補佐する副部会長を置くことができる。副部会長は部会長が選任する。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会の会議には、必要に応じて、構成員以外の市長及び学識経験者その他の関係者を出席させ、意見を徴することができる。

6 部会の審議結果は、適宜市長会議に報告し、本会の政策提言等に活かすものとする。

7 部会の設置、名称、所管事務、構成に関して必要な事項は市長会議で決定する。

(政策提言プロジェクト)

第 12 条 会長は、地方自治又は指定都市に関する時宜に応じたテーマ又は諸課題の調査・研究を実施するため、政策提言プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

2 プロジェクトの調査・研究期間は、おおむね 1 年以内とし、その結果は市長会議において報告するものとする。ただし、会長は、必要があると認める場合は、その期間を延長することができる。

3 プロジェクトは、原則として、前項の規定による報告をもって解散する。

4 会長は、プロジェクトを担当する市長（以下「担当市長」という。）及び担当市長以外の市長でプロジェクトに参加するもの（以下「参加市長」という。）を指名するものとする。

5 担当市長及び参加市長の任期は、前項の規定による指名の日から第3項の規定による解散の日までとする。

6 プロジェクトに係る具体的な活動は、会長と担当市長が協議の上、決定する。

7 担当市長は、プロジェクトに係る活動の状況その他必要な事項について、適宜、市長会議において報告するものとする。

8 第5項の規定にかかわらず、担当市長又は参加市長の任期は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了するものとする。

(1) 当該担当市長又は参加市長が本会の構成員でなくなったとき。

(2) 会長が当該プロジェクトの廃止を決定したとき。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、東京都に指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局及び事務局職員に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、国の会計年度による。

2 本会の経費は、各市の分担金をもってこれを支弁する。

附 則（平成15年12月21日）

この規約は、平成15年12月21日から施行する。

附 則（平成16年7月28日）

この規約は、平成16年7月28日から施行する。

附 則（平成21年8月4日）

この規約は、平成21年8月4日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 11 日）

この規約は、平成 22 年 5 月 11 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 6 日）

この規約は、平成 24 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 5 日）

この規約は、平成 25 年 3 月 5 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 29 日）

この規約は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

部会の設置について（役員会案）

平成 22 年 5 月 11 日
市長会議決定
平成 24 年 2 月 6 日
役員会決定
平成 25 年 3 月 5 日
市長会議決定
平成 26 年 5 月 29 日
市長会議決定

指定都市市長会規約第 11 条第 7 項の規定に基づき、部会の設置について次のとおり定める。

（設置する部会）

第 1 次に掲げる部会を設置する。

- （1）行財政部会
- （2）社会保障部会
- （3）経済・雇用部会

（所管事項）

第 2 部会は、それぞれに掲げる事項を所管する。

- （1）行財政部会 大都市の実態に対応した自律的な運営を可能とする地方行財政制度を確立するための研究や提言を行う。
- （2）社会保障部会 自助・共助・公助の最適な組み合わせ等を通じて、市民が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築するための持続可能な社会保障制度の確立に向けた研究や提言を行う。
- （3）経済・雇用部会 地域経済を牽引する大都市の経済成長戦略や雇用創出に関する研究や提言を行う。

2 部会における具体的な取扱い事項は、部会所属市長の合意により決定する。

（構成市長）

第 3 部会に所属する市長は、次のとおりとする。

- （1）行財政部会

奥山 恵美子 仙台市長、加山 俊夫 相模原市長、河村 たかし 名古屋市長、
門川 大作 京都市長、竹山 修身 堺市長、北橋 健治 北九州市長、

幸山 政史 熊本市長

(2) 社会保障部会

上田 文雄 札幌市長、清水 勇人 さいたま市長、熊谷 俊人 千葉市長、
福田 紀彦 川崎市長、田辺 信宏 静岡市長、橋下 徹 大阪市長、
久元 喜造 神戸市長

(3) 経済・雇用部会

林 文子 横浜市長、篠田 昭 新潟市長、鈴木 康友 浜松市長、
大森 雅夫 岡山市長、松井 一實 広島市長、高島 宗一郎 福岡市長
(部会長)

第4 部会長は、次のとおりとする。

(1) 行財政部会

北橋 健治 北九州市長

(2) 社会保障部会

清水 勇人 さいたま市長

(3) 経済・雇用部会

松井 一實 広島市長

(緊急的な対応)

第5 所属する部会の変更など、本決定を変更する必要が緊急的に生じ、
かつ、市長会議を開催することができない場合には、役員会が協議した
うえで、本決定を変更することができる。

2 前項の変更については、役員会は次の市長会議において報告しなけれ
ばならない。

(この定め期間)

第6 この定め期間は、決定の日から平成28年3月31日までとし、必要に応
じて見直すことができるものとする。ただし、その期間が満了しても、新たな
部会の構成が決定するまでの間は、各部会の活動を継続するものとする。